農業簿記会計と
農業経営支援体制再構築の課題

理事研究員　清水徹朗

〔要　　旨〕

農業経営の持続的な発展のためには、簿記の記帳を通じて経営収支と資産・負債状況を正しく把握することが必要であり、税務申告や金融取引のためにも簿記が必要になる。

日本では、明治期以降、農業簿記の普及に努め、農業基本法以降の農業経営の成長に伴って農業簿記はある程度普及してきたが、日本における農業簿記・会計に対する認識と理解はまだ不十分な状況にあり、さらなる改革の努力が必要である。

農業構造の変化に伴って農業経営支援体制の再構築が必要であり、特に農業簿記・会計サポート体制の構築が重要な課題になっている。そのなかで農業金融が果たすべき役割は大きく、農協金融（JAバンク）は、農業簿記・会計に重点を置いた人材育成とシステム開発を行うとともに、営農指導部門や他機関と連携して農業経営支援の体制を強化する必要がある。

目　次

はじめに
1　農業経営における簿記・会計の意義
（1）　経営収支の把握と経営管理
（2）　税務申告
（3）　金融取引
（4）　認定農業者の農業経営改善計画
（5）　収入保険の加入
2　日本における農業簿記の導入・普及過程
（1）　明治初期における洋式簿記の導入
（2）　農学校における農業簿記教育
（3）　帝国農会による農家経済調査
（4）　農村経済更生運動と農業簿記普及運動
（5）　戦後の農業簿記普及活動
3　農業経営の成長と農業金融の対応
（1）　農業基本法に基づく自立経営農家育成
（2）　農業機械化の進展と労働生産性の向上
（3）　畜産・酪農の発展と畜産金融
（4）　施設化・高品質化を進めた野菜・果樹農業
（5）　協業化の推進と農業生産組織の育成
（6）　農協と農林公庫の対応
4　農業経営政策の展開と農業経営の動向
（1）　農業経営基盤強化促進法の制定と認定農業者制度の創設
（2）　食料・農業・農村基本法と「望ましい農業構造の確立」
（3）　農業経営の動向
5　農業経営支援体制の再構築と農業金融の課題
（1）　求められる農業経営支援体制の再構築
（2）　農業簿記・会計サポート体制の構築
（3）　農業金融の課題

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

国民に安定的に食料を供給するという日本農業の役割を今後も持続的に果たしていくためには、農業生産を担う農業経営の健全な発展が必要である。

戦後の日本の農政は、農業基本法（1961年）で「自立経営農家」の育成を掲げ、農業構造改善事業や農業近代化資金等によって経営規模拡大と生産性向上、新しい農業技術の導入を進めてきた。さらに、農用地利用増進事業によって農地流動化（利用権設定）を促進し、93年には農業経営基盤強化促進法を制定して認定農業者制度を設け、近年では農地中間管理機構を通じた農地集積など競争力強化を目指した農政を進めている。

こうした政策の結果、日本においても農業経営の規模拡大が着実に進展しているが、農業経営が持続的に維持・発展するためには安定的な収益・所得を得ることが必要であり、そのためにも農業者（農業経営者）が簿記と会計の知識を身につけ、自らの経営内容を正しく把握する必要がある。農林水産省や農協系統はこれまで農業簿記の普及に努め、一定程度の成果をあげてきたが、日本における農業簿記に対する認識と理解はまだ不十分な状況にあり、さらなる改善の努力が必要である。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、日本における農業簿記・会計の歴史と現状を整理するとともに、農業経営支援体制の再構築とそのなかで農業金融が果たすべき役割について考えてみたい。

1　農業経営における簿記・会計の意義

最初に、農業経営にとって簿記・会計がなぜ必要なのかを再確認しておきたい。

(1)　経営収支の把握と経営管理

農業が自給的性格の強い段階では簿記をつける必要性はそれほど大きくないが、農業生産が販売を目的にしたものとなり、農業機械や農業施設に対する投資額が大きくなると、自らの経営の収支（損益）と資産・負債状況について正しく把握することが必要になる。そのためには農業生産活動に伴う日々の取引、金銭の出入りを一定のルールのもと正しく記帳し、一定期間（通常は1年）ごとに経営収支を計算（決算）するとともに、資産と負債の状況を明らかにすることが必要である。

その結果、もし十分な利益が出ていないならば、経営改善のための方策（コスト削減、投資計画の見直し等）を検討する必要があり、そのためにも正しい簿記の記帳と会計知識が不可欠になる。

(2)　税務申告

国民には納税の義務があり（憲法第30条）、農業者も例外ではない。農業生産によって一定の所得が得られれば所得税を支払い、法人化すれば法人税の支払い義務が生じる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

また、土地や施設に対して固定資産税が課せられ、世代交代の際に相続税が発生することもある。さらに、農産物の販売額が一定額（現行は1,000万円）を超えた場合は消費税の納付が課せられる。

このように、農業経営に伴って様々な税金が発生し、納税の際に税務当局（税務署）に申告書類を提出することが必要になる。誤った申告をすると修正申告を求められ、場合によっては追徴課税や罰則を受けることもある。正しい申告を行うためには、税法に従って簿記を記帳し決算を行うことが大前提であり、簿記・会計、税務の知識が必要になる。

(3)　金融取引

農業経営がある程度の規模になると、設備投資や資金繰りのため金融機関との取引が不可欠になる。日本のほとんどの農業者は農協（JAバンク）に預金口座を持っており、必要な資金は農協や日本政策金融公庫から借りている場合が多いが、他の金融機関（地銀、信用金庫等）と取引している農業経営体も増加しつつある。

農業者（農業経営）が金融機関から融資を受ける場合、金融機関に対して経営内容と財務状況を説明する必要があり、金融機関は農業者から提出された財務諸表等の書類を審査することによって融資の可否を判断する。基金協会の保証を得る場合も同様である。

その際、提出する経営収支や資産・負債状況に関する資料は恣意的なものであってはならず、定められた簿記・会計のルールに従って作成される必要がある。

(4)　認定農業者の農業経営改善計画

農業生産に対して様々な助成制度（補助金）が設けられており、これらを活用するためには行政機関（都道府県、市町村）に対して申請書類の提出が求められ、そのなかには経営収支や財務状況を説明する資料が含まれることもある。

特に、93年に開始した認定農業者制度では、「認定農業者」になるためには市町村に対して「農業経営改善計画」を提出して「認定」を受ける必要があり、経営改善計画の作成のためには農業所得の現状を正しく把握する必要がある。

(5)　収入保険の加入

2018年に農業共済制度の改正が行われ（同時に農業災害補償法を農業保険法に改称）、農業経営に対する収入保険の制度が創設された。収入保険は農産物価格安定制度（価格支持制度）に代わって米国で広く利用されているものであり、日本でもこれまで制度導入の必要性を唱える主張があった。新しく導入された収入保険では、事前に保険料を支払った農業経営体の総収入が大きく減少した場合、減収分の一定割合（上限９割）が補てんされるという仕組みであり、農業経営の安定を目的にした制度である。

収入保険に加入するためには農業経営の販売実績が正しく捕捉されていなければならず、現在は青色申告[注1]を行っていることが

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

加入条件になっており、青色申告のためには農業簿記の記帳が前提になる。

（注１）戦後の日本の税制に大きな影響を与えたシャウプ勧告（シャウプは米国コロンビア大学教授）に基づいて導入された「申告納税制度」を定着させるため、一定の帳簿書類を備えた者に対して「青色」の申告書を用いて申告することを認め、特別控除等の特典を与えたもの。ただし、近年では、青色申告制度そのものの見直しを主張する意見もある。

2　日本における農業簿記の導入・普及過程

次に、日本で農業簿記がどのように導入され普及してきたのかを振り返っておきたい。

(1)　明治初期における洋式簿記の導入

日本では、江戸期（あるいはそれ以前）においても商品の取引や納税の際に帳簿（大福帳等）をつける習慣はあったが、今日使われているような複式簿記は明治期に欧米の制度を導入したものである。(注2)

明治維新以降、日本は欧米の諸制度を精力的に吸収し、株式会社制度を導入するとともに民法や商法を制定したが、簿記・会計の制度もその一つであった。福澤諭吉は早くも1873年に米国の商業簿記教科書を翻訳し（『帳合之法』）、同じ年にシャンド（大蔵省が雇用したイギリス人）が『銀行簿記精法』を出版した。これらの本は商法講習所等での教育に使用され、洋式簿記は次第に普及していった（友岡賛『日本会計史』2018）。

(2)　農学校における農業簿記教育

農業簿記についても同様であり、明治初期に開校した札幌農学校や駒場農学校では農業簿記の講義が行われ、(注3) 1884年には前田貫一が『農業簿記教授書』を執筆した。

日本の農学では次第にドイツ農学の影響が強くなり、1900年には沢村真がテーアの影響を受けて農業簿記の教科書を書き、08年には伊藤清蔵（盛岡高等農林学校教授）が日本人による初めての体系的な農業経営学の教科書（『農業経営学』）を執筆したが、この中に農業簿記に関する解説が含まれていた。(注4) また、15年には、産業組合の普及に尽力した佐藤寛次が『農家の簿記』を書いた。

ただし、農学校で農業簿記の教育が行われたものの、当時の日本の農家は零細で家計と経営が未分離の状態にあり、また農業簿記には家畜、果樹等の生物を資産計上するなど農業という産業に特有の難しさがあるため、農家への簿記の普及は不十分な状態にあり、横井時敬は農業簿記普及の必要性を主張した（「簿記と農業経済学」1907）。(注5) 同様の問題は欧州でも存在しており、ドイツでも多くの論争を経て農業簿記の普及が進んだ（浅野幸雄『近代ドイツ農業会計の成立』（1991）、四方康行『ドイツにおける農業会計の展開』（1996））。

(3)　帝国農会による農家経済調査

明治政府は農業者の組織化と農業技術の普及のため1899年に農会法を制定し、その後全国各地に農会が設立されたが、1910年には農会の全国組織として帝国農会が設立

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

された。11年に斎藤万吉は帝国農会報に「農家経済の状況及び之が変遷」を執筆し、その後、帝国農会は13年から15年にかけて農家経済調査を行った。この時期は農村部で小作争議が発生して社会問題化しつつあり、農家経済の実態を把握する必要があったためである。

農家経済や農産物の生産費を把握するためには農家に簿記をつけてもらう必要があり、この調査を通じて農業簿記の必要性の認識が一層高まった。なお、日本における農業簿記の研究・普及に大きな役割を果たした大槻正男は、21年に東京帝国大学農学部を卒業した後、農商務省で農家経済調査や生産費調査の業務に従事し、25年に京都帝国大学助教授（農業計算学講座）に就任した。

(4) 農村経済更生運動と農業簿記普及運動

29年のウォール街における株価暴落を契機に発生した世界恐慌は日本にも波及し、30年代に農産物価格が下落して農家経済は困窮状態に陥った（昭和農業恐慌）。農家経済の悪化に対応して農林省は32年から農村経済更生運動を展開し、負債整理、救農土木事業、土地対策などの対策を行った。(注6) また、農家経済の改善のため、系統農会はこの時期に農業簿記普及運動を実施し、帝国農会は「農家経済簿」を作成して配布した。

大槻正男は、27～29年にドイツに留学した後（ボン大学でブリンクマンに学ぶ）、農業簿記の研究に専念し、『農家経済簿記』（1938）で、日本の農家が習得しやすく実用的な「京大式農家経済簿記」を提案した。一方、近藤康男は『農業簿記学』（1938）で、大槻が提案した簡易簿記を現実の農民の必要に対応したものとして高く評価したが、農業経営の分析のためには複式簿記が必要であると主張した。近藤は、当時の日本の農業簿記を巡る状況について、「農業簿記が日本の農家によって具体的な必要上実行されたことはほとんどなかった」とし、「農会による簿記運動も日記帳の押売りになってしまった」と指摘しながらも、農産物価格について生産費に基づいて主張するためには簿記の記帳が不可欠だと主張した。

(5) 戦後の農業簿記普及活動

終戦直後の日本農業は、食料難と戦地等からの引揚者対策に追われたが、農地改革（1947～50年）によって自作地を得た農家の生産意欲が高まり、農業生産は次第に回復していった。

こうしたなかで、農家経済の向上を求める農業者の意欲を背景に農業簿記ブームが起きた。農林省、全中は農業簿記の教材を作成して簿記の普及に努め、また北海道では、北海道農協中央会が研究会を設置して簿記の普及に注力した（西村博行『農業会計―史的展望と現況』1969）。

戦後も大槻正男が農業簿記の研究・普及に重要な役割を果たし、大槻は京都大学内に農業簿記研究施設を設立（58年）して多くの農業簿記研究者を育成するとともに、日本の農家の実態に合わせた「自計式農業

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

簿記[注7]」の普及活動を行った。さらに、京都大学の研究者（桑原正信等）は61年に米国の農業簿記の教科書『農業会計の理論と応用』（ホプキンス、ヘディ著[注8]）を翻訳し、海外の農業簿記制度の調査も行った。

一方、農林省農業技術研究所に勤務していた奥谷松治は、『新しい農家簿記』（1956）を執筆するとともに農業簿記の普及活動に取り組み、奥谷が編者としてとりまとめた『農業簿記の実際』（1961）では、奥谷の指導によって農業簿記の記帳に取り組んだ農家の実践事例が紹介されている。

なお、農業の現場では、納税のための書類作成が大きな課題となり、農協系統は青色申告会を組織して組合員農家に対する税務相談や簿記普及活動を行った。

（注２） 複式簿記は中世（13～14世紀）のイタリアで形成され、株式会社の普及に伴って世界中に広がっていった（渡邉泉『会計の歴史探訪』2014）。

（注３） 駒場農学校では、イギリス人講師カスタンスが農業簿記の講義を行った（小家龍男「わが国における農業簿記学の展開」1983）。なお、筆者は東京大学農学部農業経済学科で小家龍男（非常勤講師）から農業簿記の講義を聴いたが、簿記の仕組みの解説に終始し、全く興味がわかない内容であった。また、金沢夏樹の農業経営学の講義も聴いたが、不思議なことに金沢の『農業経営学講義』（1982）には農業簿記・会計が全く入っておらず、金沢が編集した『農業経営学講座（全10巻）』（1978～86）でも簿記・会計の視点は乏しい。ちなみに、筆者が簿記・会計、経営分析の知識を習得したのは、農林中央金庫に就職して受講した職場の通信研修（必修）と金融業務の実務を通じてであった。

（注４） ドイツの農学者ゴルツの強い影響を受け、土地、家畜、農具、労働、組織、農業管理法など農業経営に関する幅広い内容が盛り込まれていた。

（注５） 横井は『小農に関する研究』（1927）で、「簿記は経営者の指南車」であるが、農業簿記の困難として、①生産物の家庭内の消費、②生産物の経営内での使用、③立毛立木の評価、④土地・家屋が自己所有であることを指摘し、商業簿記とは異なる小農のための簿記が必要だと主張した。

（注６） 農村経済更生運動において最も重要な役割を果たしたのは小平権一であり（楠本雅弘編著『農山漁村経済更生運動と小平権一』1983）、小平は産業組合中央金庫の創設（1923年）においても中心的役割を果たし、大著『農業金融論』（1930）を書いている。

（注７） 「自計式農業簿記」とは、小規模な農家にも受け入れやすいよう工夫された現金現物日記帳と財産台帳による簡易簿記であり、期末に複式簿記の原理に基づいて記帳の照合計算を行うもの。「自計」とは「農家自身が記帳と集計・計算を行う」という意味であり、戦後「京大式農家経済簿記」から名称を変更した。

（注８） ヘディ（アイオワ州立大学農業経済学教授）は米国農業経済学会の第一人者であったが、この本を読むと、米国では大学農学部、農業経済学、農業経営学が農業の現場と深くつながっていることがうかがえる。

3　農業経営の成長と農業金融の対応

日本農業において、農業経営が成長し資本装備が大きくなるのは農業基本法制定以降のことであり、その過程で農業金融が大きな役割を果たした。

(1)　農業基本法に基づく自立経営農家育成

戦後改革、復興期を経て日本経済は55年頃から高度経済成長期に入り、都市部を中心に国民の所得水準が上昇したが、農業者の所得は低水準であり、農業所得増大のため日本農業の零細性と低生産性の克服が課題になった。

こうしたなかで、61年に農業者の社会的

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

経済的地位向上を目指し農業近代化と農業構造改善を進めることを主要内容とした農業基本法が制定された。農業基本法では、「農業構造の改善」として「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、農地保有の合理化」を掲げ、農業で他産業並みの生活ができる所得が得られる「自立経営農家」の育成が進められた。

その結果、一部に経営規模を拡大する農業経営が現れたものの、農業所得の増加率は他産業より低かったため自立経営農家の数は増えず、全体としては農家の「総兼業化」とも言える現象が進んだ。

(2) 農業機械化の進展と労働生産性の向上

戦前の日本農業では、農村部に過剰人口が滞留していたこともあり、農作業の多くは人力に依存し、耕作では農耕用の牛馬を使っていた。戦後まもなくもこうした状況は続いていたが、50年代にまず脱穀作業が電動化し（モーターと脱穀機の導入）、60年代に耕うん機（テーラーと称された）が導入されて耕作・運搬作業が機械化し、70年代以降、田植機、収穫機（バインダー、コンバイン）、乗用型トラクターが普及するようになった。

その結果、稲作の機械化一貫体系が完成して農作業に要する時間が大幅に短縮し（労働生産性の向上）、農作業の負担も軽くなった。(注9) 農家世帯員は機械化で省力化した労働力を他産業での就業に振り向け、兼業収入が増大して農家の総所得は向上した。

農業機械の購入のため農家は農業近代化資金を借り入れることが多く、この時期に農協の農業近代化資金の融資残高が大きく増加した。

(3) 畜産・酪農の発展と畜産金融

経済成長による所得上昇に伴って国民の食生活が変化し畜産物需要の増大が見込まれたため、農林省は畜産・酪農の振興を行った。その結果、1960年から80年の20年間で肉類（牛、豚、鶏等）の生産量は42万トンから299万トンに増加し（7.1倍）、同時期に鶏卵は2.9倍、牛乳は3.4倍に増加した。

この間、飼育頭羽数が増加する一方で飼育戸数が減少し、１戸当たりの経営規模は大きく増加し、一部の経営体は法人化した。酪農では、最も労働が必要な搾乳作業の機械化（ミルカーの導入）が進み、労働生産性が大きく上昇して多頭化を促すことになった。

しかし、畜産は投資額が大きくなるため、飼料価格や畜産物価格が変動するなかで経営危機に陥る農家も現れ、農協系統を中心に経営改善のための取組みが進められた。具体的には、畜特資金による負債整理対策、畜産簿記記帳運動、経営診断事業などであり、全農や中央畜産会が大きな役割を果たした。(注10)

(4) 施設化・高品質化を進めた野菜・果樹農業

野菜や果実も所得増大によって需要増大が見込まれたため、政府は野菜・果樹の生

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

産振興を行い、野菜の生産量は1,174万トン（60年）から1,647万トン（80年）と20年間で４割増え、果実の生産量は331万トン（60年）から620万トン（80年）にほぼ倍増した。

また、農協が核となって野菜や果樹の産地形成が進められ、農協は生産部会を組織して技術指導を行うとともに、共同選果場を設置して品質管理を強化した。その結果、多様な品目、品種が生産・出荷されるようになり、品質も大きく向上した。特に、キャベツ、レタスなどの高原野菜で大産地が形成され、また年間を通しての安定的な出荷を行うため施設園芸が大きく発展した。

果樹については、西日本の各地でみかん園の造成が進められたが、オレンジ輸入自由化、競合する他の果実や飲料の増加によって温州みかんは生産過剰となり、みかん園の廃園・縮小を余儀なくされた。その一方で、輸入自由化に対抗して新品種の導入や品質向上の努力が行われ（サクランボ、りんご、各種かんきつ類等）、輸入自由化後も国内の果樹生産は一定規模を維持している。

(5) 協業化の推進と農業生産組織の育成

農業基本法では、自立経営農家という「個」の経営体の育成を推進するとともに、農家の共同を進める「協業の助長」（第17条）を掲げた。零細な農家が共同することによってスケールメリットを得ようとするものであり、農協の共同利用施設（ライスセンター、選果場、育苗施設等）が設置され、農作業の共同化のため集団栽培組織、受託組織、畜産生産組織、機械利用組合などが設立され、農政はこうした動きを助成金や公庫資金で後押しした。

62年には農協法の改正によって協同組合形態で農業経営等を行う農事組合法人の制度が設けられ、全国各地に多くの農事組合法人が設立された。また、農協系統は農業基本法制定後に「営農団地構想」を打ち出して農業者の組織化を通じた産地形成に努め、76年からは地域農業振興計画を策定し、地域営農集団の育成を進めた。

(6) 農協と農林公庫の対応

農業基本法では、技術革新による農業近代化を進めるため金融の役割が重視され、(注11) 61年に農業近代化資金の制度が設けられた（農業近代化資金融通法）。農業近代化資金は、農業者が農協等の金融機関から借りた資金に対し政府が利子の一部を助成し（利子補給）、農業者の利息負担を軽減することによって農業投資（農業機械、農業施設等）を促進することを目的にしていた。

一方、53年に設立された農林漁業金融公庫は、当初は土地改良資金（農業基盤整備資金）、農地取得資金など民間金融では対応困難な長期・低利の資金を供給することを目的にしていたが、次第に資金種類を拡充し農業融資を増大させていった。(注12) 農林省が67年に発表した「構造政策の基本方針」を受けて、68年に経営規模拡大、資本装備高度化を目的にした総合施設資金（総合資金制度）を設け、さらには農業経営基盤強化促進法を受けて94年に農業経営基盤強化資

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

金（スーパーＬ資金）が導入された。

また、農業融資の伸長のため61年に農業信用基金協会が設立され（農業信用保証保険法）、基金協会による保証は農業融資に伴うリスクを軽減させるのに大きく貢献した。

なお、かつては金融事務は手作業の部分が多くあったが、次第にコンピューターが導入されて金融業務の電算化が進み、農協系統はオンライン化に多額の投資を行って金融業務の機械化に対応した。

（注９） その一方で、農業機械の価格は経営規模に比べて高く稼働率も低かったため、農業生産そのものの収支はそれほど改善せず「機械化貧乏」と称されるような状況が現れた。

（注10） この時期の農協系統の取組みについては、新井肇『畜産経営と農協』（1989）が詳しく解説している。

（注11） 経済発展、技術革新に果たす金融の役割は、シュンペーター（『経済発展の理論』1912）や東畑精一の経済思想に基づいている。

（注12） 農林漁業金融公庫の歴史と業務内容、公的金融の理論については、斎藤仁『農業金融の構造』（1971）、加藤譲『農業金融論』（1983）、佐伯尚美編著『農業金融の構造と変貌』（1982）、亀谷是『農業における投資・財政・金融の基本問題』（2002）に詳しい解説がある。

4　農業経営政策の展開と農業経営の動向

このように、農業基本法に基づく農業政策によって畜産・酪農や施設園芸が大きく発展したが、稲作を中心とする土地利用型農業では零細構造が維持されたため、90年代以降、WTO体制に対応して農業構造改革を加速させる新たな農業経営政策が展開された。

（1）　農業経営基盤強化促進法の制定と認定農業者制度の創設

ウルグアイラウンド農業交渉が最終局面を迎えつつあった92年に、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」を発表した。「新政策」では、ウルグアイラウンド終結後のさらなる農業交渉の進展を見据え、経営感覚に優れた経営体を育成する方針を示すとともに、中山間地域対策や環境保全型農業の推進、食品産業の育成も盛り込まれた。

この方針を受け、農政審議会は「農業構造・経営対策の課題と対応の方向」をとりまとめ、93年に「農業経営基盤強化促進法」（農用地利用増進法の改正）が制定されて、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」として「認定農業者」の制度が創設された。

認定農業者制度とは、都道府県の「基本方針」、市町村の「基本構想」で定められた農業経営の指標（所得と労働の目標）に基づき、農業者がその目標に向けた「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けるというものであり、認定農業者の数は、95年には19千であったが、2020年では234千（農業経営体の22％）になっている。[注13]

（2）　食料・農業・農村基本法と「望ましい農業構造の確立」

94年にウルグアイラウンドが決着し、農業保護削減の合意に基づいて、95年に食管法を廃止（食糧法制定）するとともに98年に「農政改革大綱」を策定し、酪農や米に関する制度改革が行われた。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

さらに、99年には農業基本法を廃止して新たに食料・農業・農村基本法を制定したが、新基本法は「新政策」（92年）の内容を法制化したものと言うことができる。新基本法では、「望ましい農業構造の確立」として「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」（第21条）という方針が明記された。

そして、新基本法に基づいて2000年に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、そのなかで「効率的かつ安定的な農業経営」（家族経営33万～37万戸、法人・生産組織３万～４万）に農地を集積し、2010年においてこれらの経営体で水田農業の６割を担うという目標が示された。

さらに、米生産調整研究会での議論を経て、02年に「米政策改革大綱」が決定され、07年から対象を４ha以上の認定農業者、20ha以上の集落営農に限定した経営所得安定対策が導入された。(注14)

(3)　農業経営の動向

こうした政府の構造政策や農業者の高齢化によって、小規模な農家の離農が進む一方で一部の経営体が農地集積を進めており、農業経営の規模拡大は着実に進んでいる。

2020年農業センサスによると、農業経営体(注15)の数は1,076千となり、５年前に比べて21.9％減少し、10年前に比べると36％減少している。特に小規模農家の減少率が高く、都府県では0.5～2.0haの経営体は５年間で25％以上減少し、その一方で10ha以上の経営体が増加している（20～30haは25.4％増、30ha以上が32.0％増）。北海道では20ha未満の経営体が２割以上減少し、100ha以上の経営体のみが増加（17.5％増）している。

こうしたなかで法人化も進んでおり、団体経営体（38千）のうち法人経営の数は30.7千（うち株式会社18.9千、農事組合法人7.3千）になっており、５年前に比べて13.3％増加した。なお、09年の農地法改正によって一般企業の農業参入が可能になり、18年において3,286法人（うち株式会社2,089）が10千haの農業を営んでいるが（平均3.0ha）、参入後に撤退している企業もあり、またその経営耕地面積は日本全体の0.3％にすぎず、企業による農業経営に過大な期待をかけるべきではない。

個人経営体(注16)のうち主業経営（農業所得が主で年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる）は231千（22.3％）であるが、近年は準主業経営（農外所得が主で年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる）の減少が著しく５年前に比べ半減した。

このように、農地の集積が進み一部に大規模な経営体が現れているが、都府県の農業経営のうち１ha未満が54.0％、１～２haが23.5％を占めており（計77.5％）、平均経営面積は2.2haにとどまっている。

農産物販売金額で見ると、100万円未満の経営体が560千で52.1％を占めており、100～300万円も213千（19.8％）あり（計71.9％）、500万円以上は219千（20.4％）、1,000万円以上は127千（11.8％）のみである。

(注13) かねてから農業経営政策の必要性を唱えて

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いた金沢夏樹は、この時期の政府の農業経営育成政策について上（行政）からのトップダウン的なものだと批判したが、認定農業者制度も制度発足から既に30年近くが経過しており、今後の制度のあり方に関して農業経営学者を含めた再検討が必要な時期に来ていると言えよう。

（注14） これに対して、全ての農家を対象とした「戸別所得補償制度」の導入を掲げた民主党は09年の総選挙で農村部でも勝利し、民主党政権が誕生した。

（注15）「農業経営体」は2005年の農業センサスから導入された概念であり、販売農家（30a以上）を含むが、小規模な自給的農家（30a未満）は除かれている。なお、2020年において自給的農家も含めた総農家戸数は1,747千戸であり（５年間で18.9%減少）、農業基本法制定前の60年（606万戸）と比べると３分の１以下に減少している。

（注16）「個人経営体」は2020年農業センサスで登場した概念であり、法人形態をとっていない家族経営のことを指しているが、近年の農林水産省は「家族経営」「農家」という言葉を嫌っているようであり、センサスの中から「家族経営」という用語が消えた。こうした動きは国連の理念（「家族農業の10年」）や食料・農業・農村基本法（第22条「家族農業経営の活性化」）に反しており、統計の連続性の観点からも問題であるし、「個人」という用語自体に違和感を感じる。なお、同様の問題は「農企業」（2012年から８年間京都大学で実施した農林中金寄附講座〔「次世代を担う農企業戦略論」〕）という用語にも指摘できる。

5　農業経営支援体制の再構築と農業金融の課題

（1）　求められる農業経営支援体制の再構築

日本の農政は、明治期以降、農学校や農業試験場を設けるとともに、農会や産業組合を中心に農業生産を支える仕組みを構築してきた。農会と産業組合は戦時中に農業会に統合されたが、戦後改革の結果、農業会は解体され様々な農業諸団体が誕生した。具体的には、農協、農業改良普及所、農業共済組合、農業委員会、土地改良区などであり、農林水産省と都道府県、市町村の農政担当部局や農業試験場がこれらの組織と連携をとって戦後の日本農業と農家経済を支えてきた。

農業団体にとって特に重要なのは1950年代の農業団体再編成論争であり、この大論争の結果、今日の農協営農指導事業と農業改良普及制度の併存体制が確立し、また農協（全中）と農業委員会系統（全国農業会議所）による農政活動の原型が形成された（55年体制）。その後の展開を見ると、この時期の選択は決して誤りではなく、農協営農指導事業と農業改良普及事業は農業技術の向上と地域農業の組織化、農家の社会的経済的地位の向上に多大な貢献をし、また農政運動は現場の声を政治や行政に反映させるうえで重要な役割を果たした。

戦後の農政は学者やマスコミから批判されることも多いが、戦前の状態と比べれば農業技術が向上するとともに農業者の生活水準は大きく改善し、日本農業が国民に品質のよい食料を安定的に供給してきたことは正当に評価されるべきであろう。

しかし、これまで指摘したように、農業経営の数が大きく減少するなかで一部に大規模な経営体が現れており、現在の農業者の年齢構成を見ると、今後も農家戸数の減少と農地集積が進んでいくことが予想される。そのため、こうした農業構造の変化に対応した農業経営支援体制の再構築が重要な課題になっていると言えよう。(注17)

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2) 農業簿記・会計サポート体制の構築

そのなかでも特に重要になっているのは、農業経営体に対する農業簿記・会計のサポート体制である。

農協は、これまでも青色申告会を組織して組合員の税務相談会を開き記帳代行も行ってきたが、一部の農業経営が大規模化し法人経営が増加するなかで農業経営管理、財務管理、税務がますます重要になっている。農協系統は営農経済事業改革の一環として、第24回JA全国大会（2006年）において農業経営管理支援事業を推進する方針を決議したが、一部の県で先進的な取組みを行っているものの、全国的にはまだ不十分な状況が続いている。

2020年農業センサスによると、青色申告を行っている経営体は382千で農業経営全体の35.5％を占め、このうち正規の簿記を行っている経営体は208千（19.3％）、簡易簿記は145千（13.5％）である。認定農業者は234千、主業経営体は231千、農産物販売額500万円以上の農業経営体は219千であり、これらの経営体は正規の簿記を記帳して青色申告を行っている割合が高いと考えられる。今回の農業センサスの結果を見ると、農業会計ソフトの普及もあって、日本でも農業簿記はかなりの程度浸透してきたと評価することができよう。

しかし、認定農業者以外の農家では簿記記帳を行っていない者もかなりあり、また青色申告を行っていても財務データを経営改善に十分活用していない経営体も多くあると推察される。農業経営管理支援とは簿記・会計の視点から農業経営の改善を支援していこうとする活動であり、農協営農指導事業は今後この分野に重点を置いた事業を進めていくべきであろう。一方、農業改良普及事業は、かつて簿記記帳推進や農業経営改善に精力的に取り組んだ時期もあったが、近年はそれほど簿記普及や経営管理支援に取り組んでいる様子は見られない。技術に偏った採用と人材育成の問題もあり、普及事業の今後のあり方を再検討する必要があろう。また、農業共済組合も、収入保険の事業開始によって農業経営の収支と財務に関心を強めざるを得ない状況になっており、簿記・会計と経営分析の能力向上が必要になっている。

なお、フランスでは、農業会計をサポートする専門の機関CER（農村経済コンサル協会）が存在しており、多くの職員が有料で農業者の税務申告代行、記帳代行、経営相談に当たっている。(注18) また、筆者がかつて訪問したデンマークの普及事務所では、65人のアドバイザーのうち６割が農家の会計・税務のサポートを有料で行っていた。日本では税理士法との関係もあり、これらの国の制度をそのまま導入することはできないが、諸外国の事例も参考にしながら農協営農指導事業の改革論議を進める必要があり、そのなかで農業改良普及事業のあり方や農業共済組合との連携に関する検討も必要であろう。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(3) 農業金融の課題

農業簿記・会計の普及と活用において、農業金融が果たすべき役割は大きい。

金融とは、単に貯金を預かり融資を行うというだけではなく、融資先（顧客）に対して必要な情報を提供し経営アドバイスを行うことも重要な仕事である。融資先の経営が悪化した場合には、共に改善策を考え経営をサポートすることが必要であり、特に協同組合金融機関である農協は組合員の立場に立って農業経営を支援することが求められている。(注19) JAバンクは農業メインバンク化を掲げ、11年から農業金融プランナーの資格制度（試験科目は農業簿記、税務、経営分析等）を開始するなど農業金融の強化に取り組んできたが、さらなる体制強化が必要である。

一方、現在の日本の農業金融において大きな役割を担っている日本政策金融公庫は、05年から農業経営アドバイザーの資格制度を開始するなど、他の金融機関や税理士も含めた農業金融の体制強化に取り組んできた。(注20) しかし、政策金融公庫自体は店舗数や人員が限られており、また短期資金を出せないなどの制約があるため、農業経営サポートという点では限界がある。今後、政策金融のあり方も含め農業金融体制に関する総合的な再検討が必要な時期に来ていると言えよう。(注21)

JAバンクとしては、農業簿記・会計に重点を置いた人材育成と農業融資・審査のためのシステム開発、営農指導事業と連携、農業改良普及組織や農業共済組合との関係強化によって農業金融に対する体制を整備していく必要があろう。

(注17) ただし、大規模な農業経営のみを日本農業の将来の「担い手」とするのは誤っており、法人経営は31千（３％）のみで、年間農産物販売額が300万円未満の農業経営（その多くは兼業農家または高齢農家）が全体の72%を占めている現実を直視すべきであろう。また、自給的農家や高齢農家も地域社会の重要な担い手であり、「土地持ち非農家」とされている世帯も自家用野菜を栽培していることが多く、こうした世帯を含んだ「多様な担い手」という視点が必要である。

(注18) 桂瑛一「フランスにおける農業指導の組織と役割」（『農林金融』2016年10月号）、稲本志良編『農業経営発展の会計学』（2012）。

(注19) JAバンクには、農業金融によって日本農業と地域社会を支えるという創設時からの使命があると言えよう。なお、筆者はかつてラボバンク（オランダ）やクレディ・アグリコール（フランス）の農村部にある地方支店を訪問したことがあるが、農業融資担当者は地域の農業経営を金融面からサポートしていることに誇りを持って仕事をしており、農家の側もこれらの金融機関を自分たちで運営しているという意識を持っていることに感心した。

(注20) 2020年において、農業経営アドバイザーの累計合格者は5,626人であり、その内訳は税理士・公認会計士1,158人、農協1,011人、信農連503人、他金融機関1,709人、公庫職員417人等である。

(注21) 泉田洋一は、農業金融の研究者だけではなく、農業経営者や農業金融関係者が日本の農業金融のあり方に関して積極的に議論を行う必要があると主張した（『農業・農村金融の新潮流』（2008）、『日本の農村金融・マイクロファイナンス』（2013））。

＜参考文献＞

- 大槻正男（1938）『農家経済簿記』養賢堂
- 近藤康男（1938）『農業簿記学』日本評論社
- 奥谷松治（1956）『新しい農家簿記』朝倉書店
- 西村博行（1969）『農業会計──史的展望と現況──』明文書房
- 武藤和夫・新井肇編（1983）『経営計画論・簿記論（昭和後期農業問題論集18）』農山漁村文化協会
- 小家龍男（1985）『農業簿記──自立化のために──』明文書房
- 菊地泰次（1986）『農業会計学』明文書房
- 鈴木博編（1986）『農業金融論（昭和後期農業問題

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

論集19)』農山漁村文化協会
・新井肇（1989）『畜産経営と農協』筑波書房
・松田藤四郎・稲本志良編著（2000）『農業会計の新展開』農林統計協会
・石田正昭・小池恒男・佐々木市夫・辻井博編著（2003）『農業経営支援の課題と展望』養賢堂
・稲本志良編（2012）『農業経営発展の会計学』昭和堂
・戸田龍介（2017）『日本における農業簿記の研究』中央経済社
・田邉正・桂信太郎（2018）『これからの農業経営――会計の意識・知識を経営に活かす――』千倉書房
・農林中金総合研究所編著（2020）『地域農業の持続的発展とJA営農経済事業』全国共同出版

（しみず　てつろう）

書 籍 案 内

農林漁業金融統計2020

A4判　188頁
頒 価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11　TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2020年12月

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/